

官民イノベーションプログラム部会の設置について

平成 2 5 年 3 月 1 日
国立大学法人評価委員会決定

1. 趣旨

国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、国立大学法人及び大学共同利用機関法人への国立大学法人法第7条第2項の規定に基づく、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資（以下「出資」という。）に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第6条第1項の規定に基づき、委員会に、「官民イノベーションプログラム部会」を設置する。

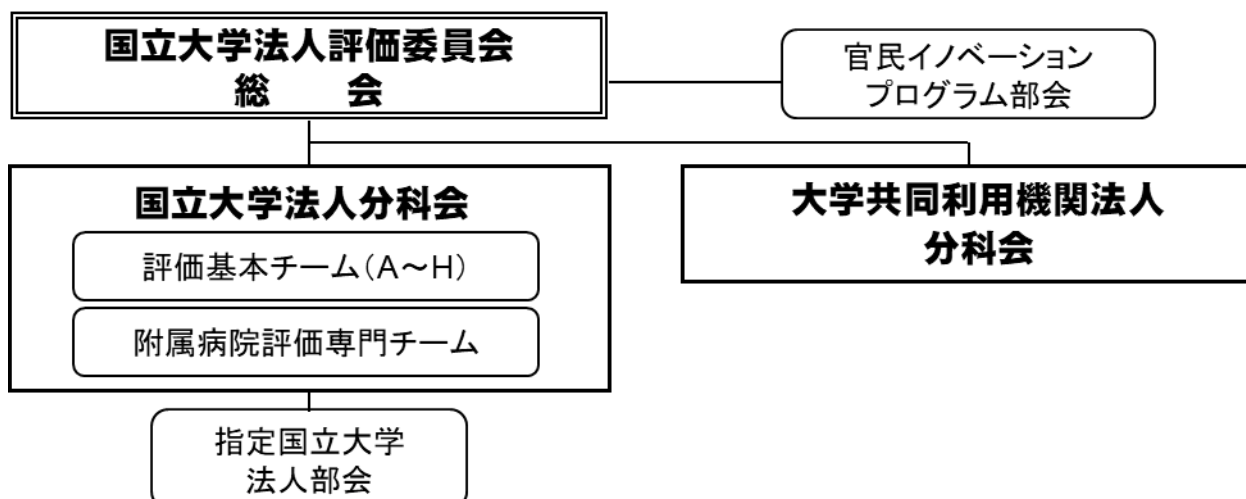
2. 所掌事務

- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の評価に関すること
- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の策定及び認可についての意見聴取に関すること
- ・ 上記の他、出資について委員会で審議が必要な事項に関すること

3. 委員構成

起業やファイナンス、大学発ベンチャー支援等に関して識見のある者により構成するものとし、委員長が指名する。

（参考）国立大学法人評価委員会の構成



第 11 期 国立大学法人評価委員会
官民イノベーションプログラム部会
所掌事務

① 出資に係る中期目標及び中期計画の評価に関すること

※ （第 4 期中期目標及び中期計画は評価項目なし）

② 出資に係る中期目標及び中期計画の策定及び認可についての意見
聴取に関すること ※ （終了済）

③ 上記の他、出資について委員会で審議が必要な事項に関すること

→ ・ 官民ファンド関係閣僚会議幹事会の指示による KPI の進捗・
達成

状況の評価に関すること

・ 特定研究成果活用支援事業計画の認定に関すること 等